

居宅介護支援事業所春日野園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人信々会が開設する居宅介護支援事業所春日野園（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、そのおかれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者
から、総合的且つ効果的に提供されるよう援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用
者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅介護サービス事業者に不当
に偏することのないよう公正中立に行います。また、市町村、地域包括支援センターや他の指
定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の所在地は次のとおりとします。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所春日野園
- (2) 所在地 広島市安佐南区山本新町2丁目18番9-14号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 介護支援専門員 2名（常勤1名、兼務1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たります。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとします。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 アセスメントチェック方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅、主治医勤務先または事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回以上/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとします。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(居宅サービス計画の作成と開示)

第8条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【居宅サービス計画書】の原案を作成し、それを利用者に対して面談の上説明し文書により合意を得るものとする。

- 2 その他サービス提供記録を記載し、その記録は希望に応じて午前9時から午後5時の間に、事業所内にて閲覧できるものとする。
- 3 上記の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり25円を実費として徴収します。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区、東区、中区、西区とします。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (4) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (5) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
 - (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 職員は、お客様に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) お客様の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 在宅生活を困難にさせる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、管理者及び介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- (1) 広島市及び安佐北区、安佐南区の介護支援専門員連絡会議等が開催する研修
- (2) 安佐北区、安佐南区等地域の連絡協議会、関連機関が開催する研修
- (3) 管理者としての資質の向上を目的とした各種研修
- (4) その他の研修

2 従業者は、職務上知りえた秘密を保持します。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人信々会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は理事長が決定する。

附則

この規程は、令和3年 3月 1日から施行します。

令和5年 12月 1日 改定